

学校いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての子供に向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめは重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することも重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

案件の状況に応じて管理職が下記の構成員から参加者を決定する。学年主任者会や生徒指導部会、職員会議、職員打ち合わせ等にて問題行動を有する児童や気になる児童、配慮が必要な児童についての情報交換を行い、生徒指導並びに特別支援教育の観点から現状や指導方法を話し合っって共通理解を図る。いじめ事案発生時には即日委員会を開催し、いじめの認知について判断し、いじめ防止の対策や措置を 実効的に行っていく。教頭並びに生徒指導主任は、本委員会の内容を全職員で共有できるよう対応する。ケース会議は随時開催していく。

ア 構 成 員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター
(事務職員)、養護教諭、学年主任、当該学級担任

イ 内 容 ○日常生活観察からの事案分析と対策検討
○実態調査についての分析と対策検討
○継続指導案件についての改善状況確認
○拡大委員会の開催要請

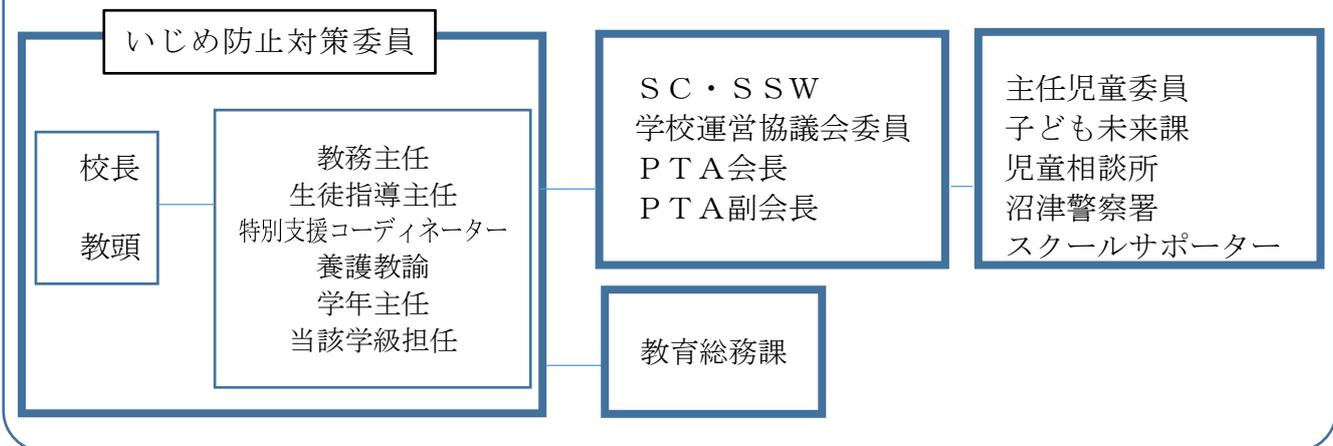
(2) 拡大いじめ防止対策委員会

緊急を要する事案、あるいは重大事態であると校長が判断した場合に、いじめ防止対策委員に加えて、下記の構成員から参加者を選んで招集し、開催する。

ア 構 成 員 学校運営協議会委員、PTA会長、副会長、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー 主任児童委員、子ども未来課
児童相談所、沼津警察署スクールサポーター 教育総務課

イ 内 容 ○重大事態の対応について
・被害児童の指導及び保護について
・加害児童の指導及び措置について
・案件の調査計画とその実施について
・保護者説明会等の開催について

【拡大いじめ防止対策委員会組織図】



3 いじめの防止等のための対策

(1) 人権教育の推進

ア すべての教育活動における人権教育の推進

- 子供理解に根差した授業計画とその実践を進めていきます
- 特別の教科道徳を要にしながら、道徳教育の充実を図り、問題に主体的に対処できる実効性のある力を育みます
- タブレットを活用した学習を行う中で、インターネットや携帯電話、SNSのルール、マナー、モラル等に関する指導を位置付けていきます
- 様々な事案を共有する中で、教師の人権感覚の向上を図ります。

イ ナイスシーン活動の推進と実践

- 授業や朝の会、帰りの会等において友達のナイスシーンを発表・共有を行い、自己共に大切にできる共感的な人間関係の育成を目指します
- 児童間だけでなく、教員が見つけたナイスシーンについても掲示を行い、子供たちが自身の個性やよさ、可能性を見つける機会をつくります

ウ 教職員の人権意識を含めた資質の向上

- 全職員が「清水小学校いじめ防止基本方針」を読み、いじめに関わる意識と知識の向上に努めます
- 研修等を通して様々な価値観を共有する中で、教職員が相互的に人権意識の向上を図れるようにします

(2) 子供の自主的活動の場の設定

ア 児童会を中心とした、清水小宣言を基盤とした活動の展開

- さわやかなあいさつをかわします
- 進んで人のためにはたらきます
- 友だちを大切にします

イ 体験活動の充実（共感・協働・感動）

- 自己有用感を高め、健全な自尊感情を育む

ウ 異年齢集団活動の充実（ペア活動・クラブ活動）

- 互いのよさを認め、仲間を大切にする気持ちを育む

(3) 保護者や地域への啓発

- ア 連携活動の充実（P T A活動、学年・学級懇談会、あいさつ推進運動）
- イ 情報の交流・共有（学校だより、学校ホームページ）

(4) 教職員の資質向上のための研修の実施

- ア 特別支援に関する研修（アセスメントとプランニング）
 - 子供の困り感を共有します(児童、保護者、担任、学年部)
 - 子供のこだわりの特徴を理解します
 - トラブルにつながる感覚の違いを把握します
- イ 児童理解研修会
 - 子供の特性を普段の生活や学習の様子から理解します
 - 子供への指導の方針を共有します
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応教室の教育支援コーディネーターとも共有し、指導・助言をもらいます
- ウ 授業づくり研修（子ども理解、教材研究、三授業を核とした校内研修）
 - わかる授業
 - 一人一人の子どもの居場所がある授業
 - 互いのよさを認め共に学び合う授業

(5) いじめの早期発見・早期対応

- ア 日常の観察
（交友関係の変化、体調・表情の変化、服装の乱れ、言葉遣いの変化、欠席状況等）
- イ いじめアンケートの実施（毎月1回実施）
 - いじめ等の訴えがあった場合には、即時、対象児童との個別面談を行い、実態の十分な把情をします
 - 情報を学年部や生徒指導主任と共有し、いじめの早期発見・早期対応に努めます
 - 記載内容や傾向を分析し、学級指導に活用することで、いじめの未然防止を目指します。
- ウ カウンセリング体制の整備・充実（教育相談日の設定と児童・保護者への周知）
 - スクールカウンセラーによる相談日の活用します
 - スクールソーシャルワーカーによる相談日の活用します
 - 巡回相談員による相談日の活用します
- エ 迅速な事実確認と時系列による整理・報告（担任、学年主任、生徒指導主任）
- オ 個別懇談や連絡帳(電子連絡帳を含む)を通じた情報交換
- カ 教師間の情報交換

(6) いじめに対する措置

- 事実確認を行い関係性の整理をして設置者へ報告します。そのとき、被害児童・保護者の主訴を十分に汲み取ることに努めます。
- 具体的な対応策を立て、学級担任だけでなく、学校組織として対応します
（だれが、何を、いつまでに、どのようにするかを紙面にて整理し記録する）
- 拡大対策委員会の開催の必要性について協議し決定します
- 町教育委員会へ報告を行います。必要に応じて、心理士や社会福祉士などの専門家の助言を依頼します

- 被害児童の継続的な保護とその保護者への説明、及び支援を行います
- 加害児童の継続的な指導とその保護者への説明、及び支援を行います
- 関係児童や傍観児童と問題について考える場をもち、いじめを根絶しようとする態度を行き渡らせるよう集団への働きかけを継続的にを行います。また、スクールカウンセラーによる心のケアの必要について検討します
- 重要案件など場合によっては静岡CRT（静岡県こころの緊急支援チーム）等の外部関係機関との連携を検討します

(7) いじめの解消に係る判断

- ア いじめにかかる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
(相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする)
- イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
(被害児童及び、保護者に対して面談等で確認する。さらに、日常的に注意深い観察を継続する。)

(8) 重大事態への対処

ア 調査

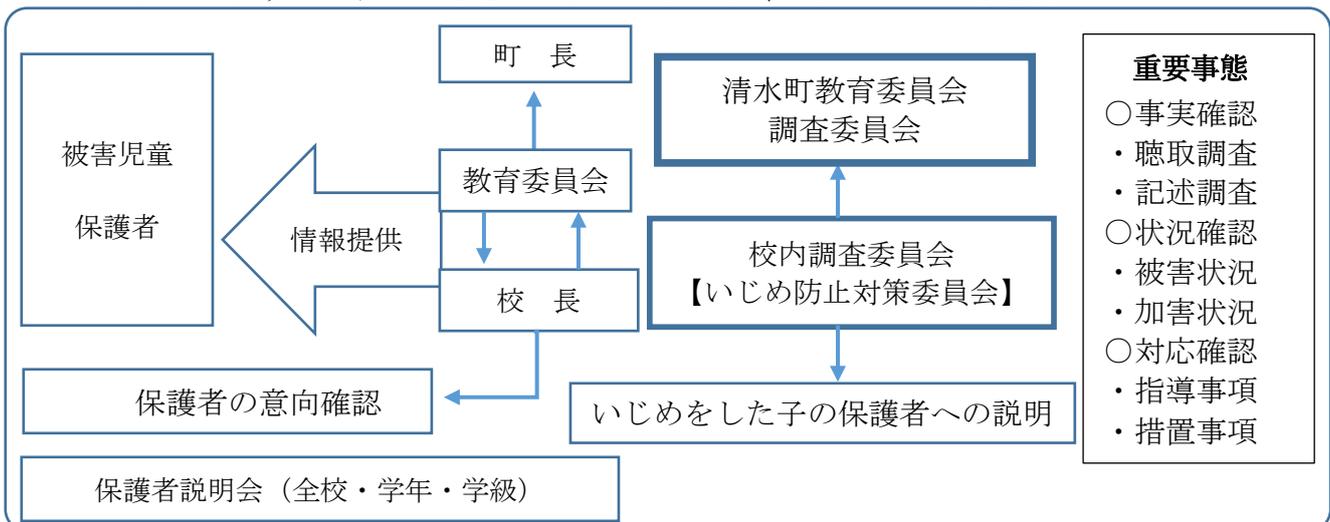
- ①清水町教育委員会に報告する。
- ②町教委の指示に従い詳細な調査を行う。
- ③調査組織が学校の場合は、町教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために速やかに調査。因果関係の特定については、慎重に調査を行う。調査組織が町教委の場合は全面協力する。
- ④調査結果は、町教委が町長へ報告するとともに、町教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

イ 各対応の担当と重大事態発生時の対応フロー

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| (ア) 校内の統制と指揮 (校長) | (ク) 校外への緊急支援要請 (校長) |
| (イ) 関係機関との連携 (教頭) | (ケ) 経過の整理 (生指・学主・担任) |
| (ウ) 全校児童への対応 (教務・生指) | (コ) 現場での実践的対応 (学主、生指) |
| (エ) 報道機関への対応 (教頭) | (サ) 保護者、地域との連携 (教頭) |
| (オ) 授業変更等の措置 (教務) | (シ) 保護者への連絡、対応 (教頭・事務) |
| (カ) 個々の児童への対応 (学主・担任) | (ス) S Cや医療機関との連携 (養教・S S W) |
| (キ) 児童の心のケア (養教・S C) | (セ) 応急措置と心のケア (養教・S C) |

※生徒指導主任…生指 養護教諭…養教

スクールカウンセラー…S C スクールソーシャルワーカー…S S W



重要事態

- 事実確認
 - ・聴取調査
 - ・記述調査
- 状況確認
 - ・被害状況
 - ・加害状況
- 対応確認
 - ・指導事項
 - ・措置事項